

第 19 回 金融庁契約監視委員会の概要

1. 開催日時：平成 27 年 12 月 16 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分
2. 開催場所：中央合同庁舎第 7 号館 12 階 共用第 2 特別会議室
3. 出席者：赤松委員長、石島委員、大村委員
4. 議題：平成 27 年度上半期に締結された契約について
平成 27 年度上半期に締結した契約(145 件)のうち、各委員の抽出した 13 件（一部重複あり）について審議を行った。
なお、今回からより有益な審議を行うため、個別契約案件（下記(2)及び(3)）の前に、特定のテーマ（随意契約理由並びに一者応札及び高落札率の状況）を抽出し審議を行った（下記(1)）。

(1) 平成 27 年度上半期における金融庁の契約状況等について

(1-1) 随意契約理由について

- ①暗号化ソフトウェアライセンスの追加購入及び年間保守サービス
- ②証券総合サブシステムに係る人事情報データの更新

(1-2) 一者応札の状況について

- ③行政情報化 LAN システムに係る暗号化機器の購入
- ④情報システムにおけるセキュリティ強化対策のための管理者権限 ID 監視機器の導入等業務
- ⑤インターネット上の金融商品取引情報に関する巡回・蓄積・検索・提供サービス
- ⑥公認会計士試験論文式試験の答案用紙の搬送業務

(1-3) 高落札率の状況について

- ⑤インターネット上の金融商品取引情報に関する巡回・蓄積・検索・提供サービス（再掲）
- ⑥公認会計士試験論文式試験の答案用紙の搬送業務（再掲）

(2) システム関係について

(2-1) 金融庁行政情報化 LAN システム

- ⑦クライアント PC リプレース（平成 27 年 10 月期）に係る借入
- ③行政情報化 LAN システムに係る暗号化機器の購入（再掲）
- ④情報システムにおけるセキュリティ強化対策のための管理者権限 ID 監視機器の導入等業務（再掲）

(2-2) 金融庁業務支援統合システム

- ⑧中間決算状況表等変更開発
- ⑨取引審査機能の高度化における板占有率一覧対応業務
- ⑩次期 arrowhead マイクロ秒対応に関する調達
- ⑪運用支援業務

(2-3) 公認会計士試験システム

- ⑫政府共通プラットフォームへの移行に係る設計・開発その他のプロジェクト管理関連業務

(3) 調査業務関係

- ⑬実効性あるモニタリングを実現するための体制整備等に関する調査・分析

5. 主な審議内容

(1) 平成 27 年度上半期における金融庁の契約状況等について

質問・意見	事務局からの説明
<p>(1-2) 一者応札の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札の解消に向け、非常に努力をされていると思うが、同一業者による一者応札が継続しないよう、今後更なる努力をお願いしたい。 <p>(1-3) 高落札率の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤に関しては、25、26 年度は落札率が低かったが、27 年度は高くなっている。これはどのような理由か。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、公告期間の確保、適切な仕様書の作成等に努めたい。 27 年度においては、市場価格を反映した、実勢に近い予定価格を作成することができたものであり、落札金額については 25、26 年度とほぼ同程度となっている。

(2) システム関係について

質問・意見	事務局からの説明
<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの開発・運用に関しては、新規業者が参入しやすくなるように、システム仕様書の標準化が必要である。 システム調達に関して、設計・運用のノウハウを次の事業者に継承する仕組みを構築する必要があるが、金融庁ではどのように取り組んでいるか。 「公認会計士試験受験願書の提出」手続を、政府共通システムである e-Gov（電子政府の総合窓口）から、外部事業者が提供するウェブサイトのサービスを利用した申請に変更するとのことであるが、その必要性があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、一者応札の要因分析結果を仕様書に反映させるなど、調達仕様書の要件緩和を図っている。引き続き、競争性確保の観点から仕様書の標準化に努めたい。 運用マニュアル等についても、秘密保持契約を締結した上で、閲覧を可能としている。また、その旨を調達仕様書にも記載している。 平成 27 年 4 月に総務省から「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が発出され、金融庁においても当該ガイドラインに沿った標準化を進めている。 e-Gov を利用した受験願書の提出の申請がなかったため、e-Gov を所管する総務省からの勧告を踏まえ、外部事業者が提供するウェブサイトのサービスを利用した申請に変更することとなった。 e-Gov が利用されない理由としては、e-Gov の利用には事前の専用プログラムのインストールや電子証明書の取得等が必要であることから、申請者である受験者にはインセンティブが働かなかつたものと想定される。

(3) 調査業務関係

質問・意見	事務局からの説明
<ul style="list-style-type: none">・ 調査業務を依頼する際には、本案件の契約相手方（株野村総合研究所）と金融庁の検査・監督対象先との利害関係の有無等を検討して契約を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none">・ 本調査案件については海外の事例の調査であり、検査・監督対象先とは関連しない。また、契約相手方とは秘密保持契約を締結している。

(4) その他

質問・意見	事務局からの説明
<ul style="list-style-type: none">・ 一般競争入札の総合評価落札方式や、企画競争を実施する際の審査員数について、一定の審査員数を確保する必要があるが、案件により審査員数にばらつきが見られる。どのように審査員数を決めているのか。・ また、審査において、調達契約事務マニュアルではどのように評価方法を定めているのか。	<ul style="list-style-type: none">・ 調達契約事務マニュアルにおいて「審査の透明性、公正性を高めるため、原則として、担当ライン以外の部署の職員を審査員に含める」としている。 少人数で案件を行っている場合に、担当部署の審査員数が少なくなることがあるが、工夫して審査員数を確保するようにしたい。・ 調達契約事務マニュアルにおいて「総合評価点は価格点と技術点の合計点」であり、また「技術点は基礎点（必須項目）と加点の合計点」としており、「加点部分については各項目の評価ランクを4～5段階とし、重要度に応じて配点する」としている。

以上